

改 正 後	改 正 前												
いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじらに関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td>143</td></tr><tr><td>にたりくじら基地式捕鯨業</td><td>10</td></tr></table> 第三・第四 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	143	にたりくじら基地式捕鯨業	10	いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじらに関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td>133</td></tr><tr><td>にたりくじら基地式捕鯨業</td><td>20</td></tr></table> 第三・第四 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	133	にたりくじら基地式捕鯨業	20
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	143												
にたりくじら基地式捕鯨業	10												
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	133												
にたりくじら基地式捕鯨業	20												